

(仮称) 太子町こども家庭センター設置に伴う備品購入事業

仕 様 書

総則

1 事業の目的

本事業は、太子町における妊産婦、子育て世代及びこどもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、役場1階に「(仮称) 太子町こども家庭センター（以下「センター」という。）」を新たに設置することに伴い、センター運営に必要な執務エリアを確保するため、より効果的かつ独創性をもったレイアウトを目的とした備品の購入について、提案から設置までの業務を一括して発注する。

2 対象範囲

(1) 対象施設

太子町役場 庁舎 1階

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地（太子町役場敷地内）

R C 造 地上4階建て

3 業務範囲

(1) 上記対象施設におけるセンター開設に伴い必要となる備品の購入から設置まで

- ① 庁舎1階でのセンター開設に必要な執務エリアを確保するためのレイアウトの検討（カウンターの撤去新設による執務エリアの拡張）
- ② センター開設に伴い、変更が必要となる1階フロア待合スペースの設置
- ③ センター業務を踏まえ、こども連れでの対応を考慮した内容
- ④ 完成までの工程管理およびスケジュール調整

4 期 間

契約締結の翌日から令和8年1月9日（金）まで

5 契約上限額

総額 金11,372,900円（税別）を上限とする。

6 本事業のコンセプト

- ・庁舎1階の限られた執務スペースを最大限活用し、職員が無理なく事務を行うことができるスペースを作り出すとともに、こどもから高齢者まで幅広い世代の来庁者が、わかりやすく手続きや相談を行えるレイアウトとする。
- ・ユニバーサルデザイン及びプライバシーの保護に配慮したレイアウトとする。
- ・子育て世代がこども連れでも気軽に訪れることができ、かつ、安全で居心地の良い待合いスペースを配置する。また、どの課へ来庁する人なのかを明確に分かるレイアウト

トとするが、困難な場合は、町が新規に購入する発券機 1 台の設置場所を含めた提案とする。

7 留意事項

- ・新規提案備品は、原則として提案者が製造販売する製品を使用すること。
やむを得ず協力会社等の製品・特注品等を使用する場合は、国内メーカーに限る。
- ・作業スケジュールが業務の妨げとならないよう配慮すること。作業日時及び作業順序等については、太子町と協議し、その承認の上で実施すること。
- ・設置後、即時に業務を開始することができる状態で太子町に引き渡しすること。
- ・契約内容については、企画提案内容を基本とし、最終協議の上決めるものとし、契約金額についても予算の範囲内で変更できることとする。

《各箇所の仕様》

1 庁舎1階執務室 窓口カウンター

- ・1階各課の窓口として利用するカウンターとする。
- ・既存カウンターを全て撤去の上、新規カウンターの搬入、設置及び固定までを行う。
なお、既存カウンターの処分費は含まない。
- ・カウンターの位置及びハイ、ローの区別、並びに開口部の位置等については、別途配置基本図面にに基づき配置を検討し、限られた空間を有効に活用できるよう検討する。
- ・ハイカウンター、ローカウンター共に区画を設け、1区画毎の対応人数は、住民側は2人、執務側は1人を想定する。尚、1区画あたりの長さは1600mm程度、幅600mm～900mm程度を基本とするが、特に指定はしない。
- ・ハイカウンター、ローカウンター共に、執務側の空間を活用して、書類等が収納できるよう検討すること。なお、ハイカウンター下の収納については、既存ロッカーの有効活用も可とする。
- ・区画ごとに間仕切り等を設置し、来庁者のプライバシーに配慮すること。
また、2階からの視線に対する対策を講じること。
- ・開口部について、防寒対策を講じること
- ・素材については指定しない。また、カウンターに設置する椅子は提案に含まない。
- ・各提案者の独創的な提案として、現場状況を確認の上、提案者が必要と判断した独自の備品を、上限額の範囲内で自由に提案することができる。

2 庁舎1階 町民ホール待合スペース

- ・庁舎1階各課に手続きに訪れる住民の方々が使用する申請書等の記載場所、各課での事務手続きの待ち合い場所として提案する。
また、来庁者に対し、太子町の顔として、地域性や特徴を表した雰囲気を持ち、かつ、利用しやすく、ストレスなく過ごすことができる待合スペースを検討すること。
- ・子ども同伴の来庁者、高齢者、車椅子利用者に配慮した提案内容とすること。
- ・既存家具、備品等の流用又は撤去については、自由提案とするが、エリア内に既存の有料コピー機1台を配置すること。電源については既存コンセントから分岐とするが、延長コード、床用配線モール等必要な備品は提案者にて負担すること。
- ・年に数回、町民ホールを活用してイベントが開催されるため、待合スペースに設置する備品は全て可動式とする。
- ・既存の掲示物及びパンフレット台について、来庁者にとって見やすいレイアウトとなる提案内容とすること。
- ・提案者の独創的な提案として、パンフレット及び傘置き等、全体スペースを考慮しながら、上限額の範囲内で必要と思われる備品を適宜提案することができる。また、既存備品の流用も可とする。

3 (仮称) こども家庭センター(子育て支援課) 執務エリア

- ・執務エリア内、別途図面に指定する場所に子ども同伴で相談できる相談用机を2組設置すること。椅子を8脚含むものとする
- ・相談席は、相談者のプライバシーに配慮したものとする。
- ・相談席付近に幼児の専用スペースを設けること。なお、幼児の専用スペースは子どもの動きが視認でき、安全に配慮した内容とすること。
- ・専門職用の事務机、椅子として、フリースタイル制を採用し、6人から8人程度が事務を行えるような備品を検討すること。
- ・こども家庭センターのサインとして、親しみやすい表示を基調に、子育て支援課、教育委員会、保健センターの3箇所に設置すること。
- ・提案者の独創的な提案として、全体スペースを考慮しながら、上限額の範囲内で必要と思われる備品を適宜提案することができる。

4 その他共通事項

- ・その他必要と思われる備品を予算の範囲内で適宜提案することができる。